

平成27年度 政務活動費報告

平成27年度に交付された政務活動費の収支報告については下表のとおりとなっております。

政務活動費とは、地方自治法の規定により「条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、交付することができ。」とされています。

石垣市においては、「石垣市議会政務活動費の交付に関する条例」により、一人あたり月額2万5千円を年度の最初の月（4月）に12カ月分を一括交付するとしており、交付を受けた議員等は収支報告書及び領収書の提出とともに支出残金については返納することになっております。

なお、政務活動費については、議員等の申請に基づき交付するものであることから、申請しない場合や交付後の使途に残金が生じる場合であっても特に支障はないものとされています。

平成27年度政務活動費収支報告書（平成27年4月～平成28年3月）

1人＝25,000円×12ヶ月＝300,000円（会派＝300,000×所属人数）単位：円

会派・議員名	交付決定額	支出額	支出内訳										返納額
			調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費	
			調査研究及び調査委託に関する経費	研修会開催・参加経費	活動・市政について住民に報告するための経費	住民の要望、意見の聴取、相談等活動経費	要請・陳情活動経費	各種会議、意見交換会等の参加経費	活動に必要な資料の作成に要する経費	図書・資料等の購入経費	活動を補助する職員雇用経費	事務所の設置・管理経費	
公明石垣 大石 行英 平良 秀之	600,000	370,711	228,873	25,724	4,600				55,200	56,314			229,289
ソレイユの会 石垣 涼子	300,000	296,011	86,613	176,590					10,972	21,836			3,989
自民党 箕底 用一	300,000	338,970	203,370						135,600				0
日本共産党 井上 美智子	300,000	320,651	167,375	111,400	1,490					40,386			0
仲間 均	300,000	303,080	195,000	108,080									0
仲嶺 忠師	300,000	257,290	178,190				17,000		62,100				42,710
長山 家康	300,000	302,279	237,330		27,818					37,131			0
友寄 永三	300,000	267,316	233,004						28,800	5,512			32,684
東内原とも子	300,000	301,205	242,174						33,000	26,031			0
石垣 亨	300,000	258,207		136,898				4,000	3,978	113,331			41,793
砥板 芳行	300,000	494,104	494,104										0
我喜屋 隆次	300,000	263,434		263,434									36,566
福島 英光	300,000	9,876								9,876			290,124
崎枝 純夫	300,000	193,272	110,820							82,452			106,728
前津 究	300,000	124,391	47,300							77,091			175,609
宮良 操	300,000	287,751	45,229	173,970	27,200					41,352			12,249
長浜 信夫	300,000	300,676	22,070	172,110	49,400					57,096			0
小底 嗣洋	300,000	301,596	249,454							52,142			0
今村 重治	300,000	304,200	304,200										0
伊良皆 高信	300,000	159,878	6,590				99,220		5,196	48,872			140,122
知念 辰憲	300,000	298,507	196,180						31,482	70,845			1,493
合 計	6,600,000	5,753,405	3,247,876	1,168,206	110,508	0	116,220	4,000	366,328	740,267	0	0	1,113,356
構成割合			56.4%	20.3%	1.9%	0.0%	2.0%	0.1%	6.4%	12.9%	0.0%	0.0%	

※支出額のうち交付額を超える金額については会派又は個人負担となります。